

公 示 日 : 2022 年 2 月 16 日 (水)

調達管理番号 : 21a01144

国 名 : アフリカ地域

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

調 達 件 名 : アフリカ地域 2022 年度 IFNA 活用調査・栄養改善アドバイザー
業務

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 栄養改善
- (2) 格 付 : 2号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2022 年 4 月上旬から 2023 年 3 月中旬
- (2) 業務人月 : 現地 3.2、国内 4.25、合計 7.45
- (3) 業務日数 :

国内準備期間	国内作業期間	現地業務期間	国内整理期間
1 日間	82 日間	96 日間	2 日間

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な現地業務日程は提案が可能です。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見積書提出部数 : 1 部
- (3) 提出期限 : 2022 年 3 月 9 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提出方法 : 電子データのみ

➤ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知 : 2022 年 3 月 23 日 (水) までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・

選考の上、契約交渉順位を決定します

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	栄養に関する各種業務
対象国・地域又は類似地域	アフリカ地域
語学の種類	英語

5. 条件等

- ▶ 参加資格のない社等：特になし
- ▶ 必要予防接種：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が要求されたり、黄熱に感染する危険のある国への派遣も想定されるため、接種をお願いします。

6. 業務の背景

IFNA (Initiative for Food and Nutrition Security in Africa) は2016-2025年の10年間のイニシアティブとして、2016年8月にケニアで開催されたTICAD6において立ち上げられた。2016年11月にはIFNA暫定運営委員会が開催され、IFNA事務局を「アフリカ開発のための新パートナーシップ」(AUDA-NEPAD。以下「NEPAD」という。)内に設置すること、パートナー会合を開催すること等を定めた運営ガイドラインが承認された。また同ガイドラインでは、JICAはNEPADと共に共同議長として左記に係る費用を支弁することが記載されている。2019年8月に行われたTICAD7では、アフリカの子ども2億人の栄養改善に向けて、全アフリカを対象にIFNAの成果を広く拡大していく「IFNA横浜宣言2019」を採択した。これに基づき、各国の取り組み方法をまとめた「IFNA実施ハンドブック」の作成やIFNA推進に関して議論する「パートナー会合」を実施し、2021年12月に東京で開催された東京栄養サミットのサイドイベントにおいて、効果的なIFNA推進を議論した。JICAはアフリカのみならず全世界の事業において栄

養改善に貢献しており、東京栄養サミットでは JICA 栄養宣言を発出した。IFNA および JICA の栄養に関する活動が効果的なものとするためには、開発パートナーとの協働、資金動員を含む栄養に配慮した事業・案件の形成に取り組んでいくことが求められている。

7. 業務の内容

本業務従事者は、IFNA 事務局及びアフリカ各国の IFNA フォーカルポイントをカウンターパート（以下「C/P」）とし、IFNA 活用に向けたモニタリング・促進調査（現地派遣第 5～6 回にあたる 2 回実施予定）を実施し、各国での進捗状況、その成果と課題の確認及び各国ごとの特徴に応じた実践事例を収集する。調査結果を整理した上で、IFNA や JICA の栄養改善の今後の広域展開に係る進め方を示す。また、アフリカ諸国を対象に IFNA の理解を含め、技術的な実践を行う「リージョナルトレーニング」の調整及びファシリテーターを行う。これら業務に加えて、JICA 栄養宣言の推進を念頭に、IFNA の推進にとどまらずアフリカ以外の地域における食と農業の観点から栄養改善を推進するため、様々なパートナーとの連携促進、資金動員による事業の実施に向けた業務に取り組む。加えて、開発パートナーの会合や JICA 栄養宣言に関する打ち合わせにおいて知見の共有を行うことが期待される。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 第 1 回国内作業期間：調査内容把握とワークプラン作成、IFNA 展開モニタリング・促進調査に向けた調査事項の検討・整理（2022 年 4 月上旬）
 - ① 既存の JICA 報告書等の文献調査、JICA 経済開発部及び IFNA 事務局との打ち合わせ等により、IFNA の現状と課題、本業務の内容と進め方を整理する。
 - ② 本業務ワークプラン案を作成し、JICA 経済開発部の確認を経て必要に応じて追記・修正のうえ、最終化する。
 - ③ IFNA 展開モニタリング・促進調査にかかる調査対象国（後述の通り）における IFNA の活動状況について、情報収集を行い、調査対応方針を検討する。

(2) 第 1 回～第 6 回現地派遣期間

本業務において予定される調査対象国（7 か国）、調査実施時期は以下の通りであるが、受入国の事情により変更となる可能性があり、最終的な調査対象国及び調査実施時期は、JICA 経済開発部が本業務従事者と相談の上、決定する。

	調査対象国 (予定)	想定時期	日 数	内容 (詳細は後述参照)
第1回	ケニア	2022年6月中 旬～6月下旬	16	IFNAリージョナルトレーニング (英語圏向け)
第2回	ケニア及び エチオピア	2022年8月上 旬～中旬	16	IFNAリージョナルトレーニング (英語圏向け) のフォローアップ
第3回	セネガル	2022年9月上 旬～9月中旬	16	IFNAリージョナルトレーニング (仏語圏向け)
第4回	セネガル及 びマダガス カル	2022年10月下 旬～11月上旬	16	IFNAリージョナルトレーニング (仏語圏向け) のフォローアップ
第5回	南アフリカ 及びモザン ビーク	2022年12月上 旬～中旬	16	IFNA活用に向けた対象国関係者 の情報収集・意見交換
第6回	南アフリカ 及びガーナ	2023年2月上 旬～中旬	16	IFNA活用に向けた対象国関係者 の情報収集・意見交換

現地調査において想定される内容は下記のとおり。

【IFNA リージョナルトレーニング】

IFNA 事務局及び JICA は RECs (Regional Economic Communities) と協働してアフリカ諸国の栄養に関する行政官を対象に IFNA の理解を含め、IFNA が推奨する栄養素やマルチセクターに着目した技術的な実践を行う「リージョナルトレーニング」を5日間行う。これに関し、下記の事項を担当する。なお、参加する20名程度の行政官の選出、実施国への渡航手続等は IFNA 事務局あるいは JICA 事務所が担当する。

- ① JICA 事務所や C/P、RECs、開発パートナーとの打ち合わせに参加し、IFNA 事務局と共にリージョナルトレーニングの確認を行う。
- ② リージョナルトレーニングのファシリテーターを行う。演習ファシリテーターの役割は以下を想定。
 - 「IFNA 実施ハンドブック」をもとに作成する演習教材を用いた参加者向け演習の進め方の説明
 - 参加者向け演習へのファシリテーション (議事進行、演習結果・参加者意見の取り纏め等)
- ③ 研修後の JICA 事務所や C/P、RECs、開発パートナーとの打ち合わせに参加する。

【IFNA リージョナルトレーニングのフォローアップ】

- ① リージョナルトレーニング参加者と、参加者が作成したアクションプランをレビューする。
- ② 開発パートナーや NGO と研修参加者の協議に参加し、連携可能性について協議する。

【IFNA 活用に向けた対象国関係者の情報収集・意見交換】

- ① 対象国への現地視察・関係者ヒアリングを通じて、各国での IFNA の実践状況を把握するとともに、成果・留意点・教訓等を整理する。
- ② IFNA 事務局や課題別研修「農業を通じた栄養改善」の帰国研修員等が実施している、あるいは実施予定のパイロット事業、開発パートナーが実施している事業に対して、上記①の整理に基づき技術的助言を行う。
- ③ IFNA 運営委員会メンバー機関等開発パートナーに対し、上記①の整理に基づき、対象国の現場での新規事業形成や開発パートナー同士、または開発パートナーと民間企業や NGO との連携を提案し、IFNA 関連事業の量・質の拡大を図る。
- ④ IFNA 事業の運営について IFNA 事務局及び AUDA-NEPAD に助言を行う。

(3) 第2～12回国内作業期間：

現地業務の時期に連動していることから、上述のとおり、時期は変更となる可能性があり、最終的な調査対象国及び調査実施時期は、JICA 経済開発部が本業務従事者と相談の上、決定する。

	想定時期	日数	内容（詳細は後述参照）
第2回	2022年5月上旬～下旬	15	IFNAリージョナルトレーニング（英語圏向け）準備
第3回	2022年7月上旬～中旬	5	IFNAリージョナルトレーニング総括（英語圏向け）、フォローアップ準備
第4回	2022年8月中旬～下旬	15	IFNAリージョナルトレーニング（仏語圏向け）準備
第5回	2022年9月下旬	5	IFNAリージョナルトレーニング総括（仏語圏向け）、フォローアップ準備
第6回	2022年10月上旬～中旬	7	IFNA活用に向けた対象国関係者の情報収集・意見交換の準備

第7回	2022年11月中旬	2	フォローアップ
第8回	2022年11月下旬	7	IFNA活用に向けた対象国関係者の情報収集・意見交換の準備
第9回	2022年12月中旬	2	フォローアップ
第10回	2023年1月上旬～下旬	15	IFNA推進に関する資金動員とアフリカ以外の地域における食と農業の観点から栄養改善の推進に係る調査とIFNA/JICAへの提言
第11回	2023年2月上旬	7	IFNA活用に向けた対象国関係者の情報収集準備
第12回	2023年2月下旬	2	フォローアップ

【IFNA リージョナルトレーニング準備】

- ① IFNA リージョナルトレーニングの構成（プログラム）をJICA、IFNA事務局、RECsらと共に検討する。
- ② IFNA 実施ハンドブックを参照し、IFNA リージョナルトレーニング用の資料を作成する。
- ③ IFNA リージョナルトレーニングの参加者との調整を行い、参加者に対して事前準備の説明を行う（オンライン）。
- ④ 開発パートナーに対して、IFNA リージョナルトレーニングの説明を行い、参加を勧奨する。

【IFNA リージョナルトレーニング総括、フォローアップ準備】

- ① 関係者と意見交換を踏まえ、IFNA リージョナルトレーニングの成果や教訓を整理し、次回以降に実施する際の留意点及び改善提案（演習資料の改訂を含む）を取り纏める。
- ② IFNA リージョナルトレーニングで作成したコンセプトノートの実践状況を参加者に確認する。

【IFNA 活用に向けた対象国関係者の情報収集・意見交換の準備】

対象国における栄養に関する事業のレビュー等、第5～6回現地派遣期間【IFNA活用に向けた情報収集】の準備活動を行う。

【フォローアップ】

- ① 調査結果をもとに、各国でのIFNAの実践状況を把握するとともに、パ

イロット事業の成果・留意点・教訓、開発パートナーとの現場での協働可能性、リソースマッチング（資金動員）を整理する。

- ② ①の内容を JICA 経済開発部及び IFNA 事務局に報告する。

【IFNA 推進に関する資金動員とアフリカ以外の地域における食と農業の観点から栄養改善の推進に係る調査と IFNA/JICA への提言】

- ① IFNA 運営委員会メンバー機関に対し、IFNA/JICA 事業の資金動員に向けた課題についてオンラインでインタビューを行う。
- ② JICA 栄養宣言の推進を念頭にアフリカ以外の地域での事業の展開を目指し、国際機関、援助機関、研究機関、民間企業等とインタビューを行い、関係を構築するとともに、連携の可能性を探る。
- ③ 開発パートナーの会合や JICA 栄養宣言に関する打ち合わせにおいて知見の共有を行う。
- ④ 協議の結果に基づき、IFNA の成果と知見を生かした食と農業の観点からの栄養改善事業の実施を念頭に、国際機関、援助機関、研究機関、民間企業等 JICA と連携可能性のある機関をリストアップすると共に、IFNA 全体としての資金動員の具体的な道筋を JICA と IFNA 事務局に提案する。

(4) 国内整理期間：(2023 年 2 月下旬)

- ① (2)、(3)で収集したインタビュー結果・事例を基に IFNA 活用に向けた調査結果報告書（和文）を監督職員に報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における報告書は(2)とし、2023年2月28日までに提出する。いずれも電子データをもって提出することとする。

- (1) 業務ワークプラン（和文、英文）
現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。
- (2) IFNA 活用調査結果報告書（和文）
対象国各国での進捗状況、その成果と課題の確認及び各国ごとの特徴に応じた実践事例、資金動員に向けた課題、IFNA や JICA の栄養改善の今後の広域展開に係る提言を示す。
- (3) IFNA 活用調査結果概要（英文）
対象国各国での進捗状況、その成果と課題の確認及び各国ごとの特徴に

応じた実践事例、資金動員に向けた課題、IFNA の栄養改善の今後の広域展開に係る提言の概要を示す。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等：航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含まれますが、1400 万円を定額で計上して下さい。(2) 一般業務費：ワークショップ開催費用等、本業務で現地で発生する費用は JICA 事務所が執行するため見積もりに計上しないでください。
- (2) 臨時会計役の委嘱
以下に記載の在外事業強化費については、JICA 事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です。(当該経費は契約には含まれないので、見積書への記載は不要です)。
 - ・車両関係費
 - * 臨時会計役とは、会計役としての職務(例：在外事業強化費の受取り、支出、精算)を必要な期間(例：現地出張期間)に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。
- (3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ① 現地業務日程
現在想定されている各次現地派遣期間及び派遣日数の割り振りは現時点での計画であり、今後現地調査対象国側の受入状況に応じ本業務従事者及び JICA 間の協議により詳細派遣計画を決定していきます。
現時点で各国の入国時に隔離不要です。
 - ② 現地での業務体制
本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。
 - ③ 便宜供与内容
 - ア) 空港送迎：あり

- イ) 宿舎手配：なし
- ウ) 車両借上げ：あり
- エ) 通訳備上：なし。ただし英語での調査な困難と判断される場合には、必要に応じ通訳を手配します。
- オ) 現地日程のアレンジ：なし
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を経済開発部農業・農村第二グループにて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス (edga2@jica. go. jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

- ・各国 ICOSA (IFNA Country Strategy for Actions)
- ・IFNA 実施ハンドブック

- ② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス ([e-propo@jica. go. jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程 (2021 年 4 月 1 日版)」及び「情報セキュリティ管理細則 (2021 年 3 月 31 日版)」

- イ) 提供依頼メール

- ・タイトル：「配付依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② ワークショップや研修等におけるファシリテーション業務の経験を必須とします。IFNA に関する業務経験を有することが望ましいです。
- ③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 現地事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等につ

いて同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑥ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上